

新潟リハビリテーション大学における 公的研究費補助金取扱いに関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、新潟リハビリテーション大学（以下、本学という。）における専任教員競争的資金その他の公募型の研究資金（以下、「競争的資金等」という。）に関し、その適正な運営・管理及びその取扱をめぐる不正使用の防止について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において「競争的資金等」とは、文部科学省及び他府省が所轄する競争的資金制度に基づく公的研究費補助金をいう。

- 2 この規程において「研究代表者等」とは、本学の専任教員で、競争的資金等の交付の対象となる研究を1人で実施する者もしくは研究組織を結成して実施する者、又は研究拠点の代表者及び他の研究機関の研究者から競争的資金の研究費補助金の配分を受けた研究分担者をいう。

(法令等の遵守等)

第3条 研究代表者等は、交付決定を受けた競争的資金等に係る研究の実施に当たっては、「補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及びこれに基づく法令並びに交付決定通知書に記載された補助条件等を遵守しなければならない。

(運営及び管理)

第4条 本学に、競争的資金等の運営及び管理等の適正を確保するために、最高管理責任者、統括管理責任者、部局責任者を置くとともに、不正防止委員会を置く。

(最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

- 2 最高管理責任者は前項の責務を遂行するにあたり、必要に応じて統括管理責任者及び部局責任者に指示を与えるものとする。
- 3 最高管理責任者は統括管理責任者及び部局責任者が責任を持って研究費の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、本学における競争的資金等の運営及び管理並びに研究活動上の不正行為の防止に関し、本学全体を統括する実質的

な権限と責任を有するものとし、理事長をもって充てる。

- 2 統括管理責任者は、前項の責務を遂行するにあたり、必要に応じて部局責任者に指示を与えるものとする。
- 3 統括管理責任者は、本学における競争的資金等の適正な運営及び管理並びにその取扱をめぐる不正行為の防止のために、教職員等に対する教育・研修を計画的かつ継続的に行うよう努めなければならない。

(部局責任者)

第7条 部局責任者は、統括管理責任者を補佐し、本学における競争的資金等の運営及び管理並びにその取扱をめぐる不正行為の防止に関し、実務上の責任を有するものとし、大学院にあつては研究科長、学部にあつては学部長をもって充てる。

- 2 部局責任者は、前項の責務を遂行するにあたり、必要に応じて当該部局の職員等に指示を与えるものとする。

(公募の申請)

第8条 公募要領により競争的資金等に係る研究計画調書又は提案書等の公募に関する書類を直接公募先に提出等することとなっている場合には、提出の事前に研究代表者等は事務長に届出るものとする。

(競争的資金等の経理事務の委任)

第9条 研究代表者等は、競争的資金等の交付決定（継続分を含む）を受けたときは、その経理に関する事務を、事務長に委任したものとみなす。

- 2 前項の場合、事務長は事務職員にその旨通知し、次条に基づいて事務を処理させるものとする。

(経理事務の準拠)

第10条 競争的資金等は、他の学内研究費と明瞭に区別して取り扱うものとし、競争的資金等に係る契約事務、旅費事務、給与事務等の経理に関する取扱いは、当該競争的資金等を統括する官庁の定める取扱い規程等並びに本学の経理規程等に基づく定めによるものとする。

(競争的資金等の預託)

第11条 競争的資金の受入れ口座は交付者が指定する名義の口座とする。

- 2 研究代表者等が競争的資金等の受払いに使用する口座は、個別に開設する。

(間接経費の大学への譲渡)

第12条 研究代表者等は、間接経費の本学への譲渡に関する権限を、学長に委任するものとする。

- 2 間接経費の経理事務は、競争的資金等の取扱いに準ずる。

(競争的資金等により取得した設備等の寄付手続等)

第13条

研究代表者等は、競争的資金等により設備・備品等（以下「設備等」という）を取得した場合、本学に寄付を行うこととされているものについて、本学の経理規程に則り寄付手続を行わなければならない。

- 2 前項の場合、学長は当該設備等の寄付受入に関する権限を事務長に委任する。

(設備等の管理の委任等)

第14条 研究代表者等が当該管理責任を負うこととされている設備等を取得した場合は、本学における設置使用が承認されたものとみなす。

- 2 前項の場合、研究代表者等は、研究実施にあたり、必要があるときは、前条の設備等の管理に関する事務を事務長に委任することができる。
- 3 第1項の場合、研究代表者等は、当該設備等の管理について必要な指示を事務長にすることができるとともに、その管理に関する責任を負わなければならない。
- 4 第1項の場合、本学の経理規程を準用して、当該設備等を固定資産管理台帳に記録しなければならない。
- 5 第1項の場合、本学の経理規程に準じて減価償却を行うものとする。
- 6 第1項の場合、研究代表者等は、管理する設備等に起因して事故等が発生したときは、直ちに、その旨事務局長に報告しなければならない。

(不正防止への取組み)

第15条 競争的資金等の不正使用及び研究活動上の不正行為が発覚し、又はその疑いが生じた場合は、最高管理責任者は、迅速かつ公正に調査・検証を行うとともに、その結果に基づき適切に処理するものとする。

(不正防止委員会)

第16条 不正防止委員会は、最高管理責任者の下に競争的資金等の不正防止計画の推進を担当するものとする。

- 2 不正防止委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - (1) 学長
 - (2) 研究科長
 - (3) 学部長
 - (4) 事務局長
 - (5) 学長が指名する教職員

(不正行為及び不正使用への措置)

第 17 条 最高管理責任者は、競争的資金等の不正使用及び研究活動上の不正行為の事実があると認められた場合には、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 不正使用及び不正行為があると認められた研究活動の停止を命ずること。
- (2) 不正使用及び不正行為があると認められた研究活動による研究成果等について、関連する論文掲載機関等への通知及びそれに伴う必要な対応措置を行うこと
- (3) 不正使用及び不正行為を行った研究代表者等に対し学校法人北都健勝学園就業規則に基づく懲戒処分等を行うこと。
- (4) 本学と取引関係にある業者が不正使用及び不正行為に関与している場合は、文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱い要領に準じて所要の手続きを行うこと

(監査制度)

第 18 条 最高管理責任者は、競争的資金等の監査を行うため、内部監査部門を設置する。

- 2 内部監査部門は、学校法人北都健勝学園特別調査委員会が担当し、競争的資金等に関わるすべての監査を行うことができる。
- 3 内部監査部門は、監査結果を最高管理責任者へ報告する。
- 4 最高管理責任者は、前項による報告内容等を不正防止委員会において公表する。不正防止委員会は、その報告内容等を考慮して、競争的資金等の運営及び管理の見直しを行い、必要に応じて関係者に運営・管理の改善を指示するものとする。

(定めのない事項の取扱い等)

第 19 条 この規程を運営する上で必要な事項については、教授会および研究科委員会の意見を聞いて学長が決定する。

(規程の改廃)

第 20 条 この規程の改廃は、理事会の審議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は平成 19 年 11 月 21 日から施行する。
この規程の改定は平成 21 年 1 月 21 日から施行する。
この規程の改定は平成 22 年 9 月 15 日から施行する。